

独立社外取締役の独立性判断基準

当社の社外取締役の当社グループに対する独立性についての判断基準を以下に定める。

1. 本人が、現在または過去5年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - ①当社関係者
以下の要件を満たす者を当社関係者とする。
 - ・ 当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
 - ・ 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
 - ・ 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
 - ②主要な借入先の業務執行者
 - ③当社の主要な取引先の業務執行者（パートナー等を含む）
 - ④当社グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者
 - ⑤一定額を超える寄付金を当社より受領している団体の業務を執行する者

2. 本人の配偶者、三親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。
 - ①当社グループの業務執行者
 - ②上記1.①～⑤に掲げる者

3. その他、当社の一般株主全体との間で利益相反が生じるおそれがないこと

- (註) 1. 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人という。
2. 主要な借入先とは連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。
 3. 主要な取引先とは、ある取引先の当社グループとの取引が、当社あるいは当該取引先の最終事業年度における年間連結売上高の2%の金額を超える取引先をいう。
 4. 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常利益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

以上